

令和6年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和7年（2025年）1月16日（木）14時00分～16時00分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原罔彦委員（市民公募委員）、小碓聡史委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、酒井航委員（日本下水道事業団事業統括部）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山戸総務部次長兼財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、矢口下水道河川課担当係長、遠藤下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長、大八木浄化センター担当係長

(3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、堀下水道経営課事務職員、指田下水道経営課事務職員

4 議題

(1) 投資・財政計画について

(2) 下水道使用料の改定について

(3) その他

5 会議の概要

(会長) 皆さまお揃いですので、令和6年度第4回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。

初めに事務局から委員の出席状況他、報告をお願いします。

(事務局) よろしくお願いたします。初めに、本日の委員の出席状況について報告します。

本日の委員出席状況につきましては、9名中8名の御出席、うち1名のリモートでの御参加をいただいておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日傍聴希望はありませんでした。

続きまして、会議資料の公開について報告します。審議会資料につき

ましては公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和6年度第1回、第2回審議会の会議録及び第2回で報告させていただきました、経営戦略進捗状況報告に対する委員意見について報告いたします。第1回、第2回の審議会の会議録及び経営戦略進捗状況報告に対する委員意見につきましては、事前に皆様に御確認いただき、御指摘いただいた点を反映したものを机上に配付しております。お手数おかけしますが、再度、御確認いただき、御意見がある場合には、1月24日金曜日までに事務局にメール等で御連絡いただきますようお願いいたします。オンライン出席の委員におかれましても、後ほどメール等で送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。その後、事務局にて必要に応じて修正等を行い、資料と併せてホームページで公開します。

続きまして、本日の資料については、資料一式を机上に配付しています。また、次第に記載の参考資料についても、ファイルにまとめて机上に用意しておりますので、適宜御覧ください。

なお、本日の会議につきましても、委員個人の名前は記載しない形で会議録をホームページに公開いたします。ここまでで何か質問はございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいでしょうか。それでは会議を進めます。次第の3、議題の「(1) 投資・財政計画について」、それから議題「(2) 下水道使用料の改定について」、これは互いに関連がありますので一括して説明をお願いいたします。

(事務局) 議題「(1) 投資・財政計画について」と、議題「(2) 下水道使用料の改定について」を一括して説明します。

初めに、前回審議会において御意見をいただきました、投資・財政計画の仮試算の推計方法につきまして説明します。

資料1「投資・財政計画推計方法」を御覧ください。画面には同様の内容を投影しています。1ページ目は抜粋版で、金額が大きく、前回の推計方法から変更があった項目を抜粋し、掲載しています。2ページ、3ページは詳細版となっております、このあと説明します、資料3「投資・財政計画仮試算」の2ページ、3ページの総務省様式と項目を合わせて作成しています。説明は1ページ目、抜粋版を使用して行います。

まず、収益的収入の「料金収入」です。現在の経営戦略では、令和2年度予算額を基本とし、毎年1パーセントずつ収入が減少していくものと推計しています。改定の時期及び改定的前提条件は、令和5年度の改定では、使用料単価1立方メートル当たり150円を、令和8年度の改定では資本費算入率50パーセント、令和11年度の改定では資本費算入率

60 パーセントを前提条件として推計を行っています。

次に、経営戦略 2026(仮)では、表に記載したとおり、基本使用料と従量使用料をそれぞれ過去の実績等に基づき推計を行いました。推計には、令和 5 年度に日本下水道協会が公表したシミュレーションソフトを使用しました。

次に、収益的支出です。「動力費」及び「修繕費」につきましては、現在の経営戦略では、令和 2 年度の決算値に対して、毎年度、物価上昇率 1 パーセントを見込み、推計を行いました。経営戦略 2026(仮)では、令和 5 年度決算値に対して、毎年度、物価上昇率 2.9 パーセントを見込み、推計を行いました。「その他」につきましては、主に委託料を計上しており、現在の経営戦略では、管きよは、個別業務ごとの見積額の積み上げを、持続型下水道幹線は、投資計画に基づき平成 28 年度に算出した事業費を、処理場・ポンプ場は、令和 2 年度の決算値に対して、毎年度、物価上昇率 1 パーセントを見込み、推計をしています。経営戦略 2026(仮)では、管きよは、個別業務ごとの見積額の積み上げに対して、物価上昇率を乗じて、持続型下水道再整備事業は、投資計画に基づき令和 2 年度に算出した事業費に対して、建設工事費デフレーターを参照に、物価上昇率 19.1 パーセントから 36.6 パーセントを乗じて、処理場・ポンプ場は、令和 5 年度の決算値に対して、毎年度、物価上昇率 2.9 パーセントを見込み、推計を行いました。「企業債利息」は、推計の前年度までに借入した企業債の利息は、現在の経営戦略、経営戦略 2026(仮)ともに償還台帳を基に算出しました。新たに借り入れる企業債の利息については、現在の経営戦略では借入利率を、10 年間を通して 3 パーセントを見込み、推計しましたが、経営戦略 2026(仮)では、近年の金利の上昇傾向を加味し、毎年度 0.23 パーセントから 0.29 パーセントの上昇を見込み、推計しました。

次に、資本的収入です。他会計補助金について、基準内繰入金は、現在の経営戦略、経営戦略 2026(仮)ともに、資本的支出から総務省が定める繰出基準に基づき算出した金額を推計しました。基準外繰入金は、現在の経営戦略では、投資・財政計画の収支が均衡し、下水道事業が運営できるよう財政課と協議した金額を推計しています。経営戦略 2026(仮)では、令和 12 年度までは財政課と協議した金額とし、令和 13 年度から令和 17 年度までは、下水道使用料の改定などにより収支が均衡することから未計上としました。

次に、資本的支出「建設改良費」です。管きよについて、現在の経営戦略では、投資・財政計画に基づいた積算額を算出し、経営戦略 2026(仮)では、投資・財政計画に基づいた積算額に対して、工事实績に基づく上昇率を見込み、推計しました。持続型下水道幹線は、現在の経営戦略では、新七里ガ浜ポンプ場の新設、鎌倉処理区と大船処理区の統合は未計上を前提条件として、平成 28 年度に算出した事業費を推計しましたが、経営戦略 2026(仮)では、新七里ガ浜ポンプ場は新設せず、鎌倉処理区と

大船処理区の統合を前提条件として、令和 2 年度に算出した事業費に対して、建設工事費デフレーターを参照に、物価上昇率 33.1 パーセントから 54.1 パーセントを乗じて推計しました。処理場・ポンプ場は、現在の経営戦略では投資・財政計画に基づいた事業費を、経営戦略 2026(仮)では、投資・財政計画に基づいた事業費に対して、毎年度、物価上昇率 2.9 パーセントを見込み、推計を行いました。以上が資料 1「投資・財政計画推計方法」の説明です。

次に、資料 2「仮試算比較表」及び資料 3「投資・財政計画仮試算」について説明します。前回、第 3 回審議会では、現在の経営戦略に基づく仮試算の結果を報告しましたが、改定率が大幅なものとなることから、市民の負担感をより考慮した再計算を行うものとししました。今回は、再計算した結果を報告いたします。

初めに資料 2「仮試算比較表」を御覧ください。画面には同様の内容を投影しています。

今回は、仮試算を 2 パターン行い、それぞれ仮試算その 2、仮試算その 3 としました。項目は、改定期、改定目標、使用料単価、改定率、モデル例として、比較を行いました。

初めに、仮試算の前提条件を説明します。改定期は、各仮試算とも令和 8 年度、令和 11 年度、令和 16 年度としています。次に改定目標は、資本費算入率を目標値の基準とし、前回お示しした現経営戦略に基づく試算である仮試算その 1 では、令和 8 年度から令和 10 年度までは 50 パーセント、令和 11 年度から令和 15 年度までは 60 パーセント、令和 16 年度から令和 17 年度までは 60 パーセントを目標としていました。この目標数値である資本費算入率 50 パーセントは、現在の経営戦略で、「平成 18 年の答申において、汚水分資本費の負担割合を、公費と私費で等分負担、1 対 1 の割合になるよう設定することとし、下水道使用料の対象経費を汚水に係る維持管理費と資本費の 50 パーセントとすること。」としたこと。また、資本費算入率 60 パーセントは、同じく経営戦略において、「鎌倉市の人口密度などを勘案し、資本費の 60 パーセントとすること」に基づいたものです。

この試算結果は、先に説明したとおり、改定率が大幅なものとなることから、市民の負担感をより考慮した再計算を行うため、改定目標を令和 8 年度は 40 パーセント、令和 11 年度は 50 パーセント、令和 16 年度も 50 パーセントとする仮試算その 2 を試算しました。

仮試算の結果は、令和 8 年度の改定で、仮試算その 1 では 1 立方メートル当たり 204 円であったものが、仮試算その 2 では 195 円となりました。改定率は、仮試算その 1 と比較し減少したものの、25.0 パーセントとなりました。

この 25 パーセントという改定率ですが、現在の経営戦略策定の検討において、いくつかの試算を行ったうちの一つに、令和 5 年度に資本費 50 パーセント、令和 10 年度に資本費 60 パーセントを賄うとした想定が

あり、この時の改定率 26 パーセントに近似しています。改定率 26 パーセントについては、当時の事業管理者から、市民の負担感を考慮し、再考してほしいことを審議会に願い出て、さらに検討を行ったという経過があります。

そのため、仮試算その 3 では、直近で使用料改定を行った令和 5 年度の決算における資本算入率 37.3 パーセントを、令和 8 年度から令和 17 年度まで維持することを目標とし試算を行いました。

仮試算その 3 の使用料単価は、令和 8 年度の改定で、1 立方メートル当たり 187 円となり、改定率は、20.0 パーセントとなりました。次に、モデル例での比較です。モデル例は、一般的な単身世帯を想定した一月当たり 8 立方メートルと、3 人世帯を想定した一月当たり 20 立方メートルで試算を行い、比較しました。令和 8 年度の改定で、仮試算その 1 では、1,337 円と 3,600 円、仮試算その 3 では、1,227 円と 3,300 円となりました。

今回、仮試算を 2 パターン行いましたが、仮試算その 2 では、令和 8 年度の改定率は 25.0 パーセントとなり、市民の負担感は依然として高いものと考えます。そのため、事務局としては、仮試算その 3 における投資・財政計画を、資料 3 として作成し検証を行いましたので、引き続き説明します。

資料 3 「投資・財政計画仮試算」を御覧ください。画面には同様の内容を投影しています。

資料 3 の投資・財政計画は、仮試算その 3 における料金収入に関する前提条件である、資本費算入率 37.3 パーセントを維持する料金改定を令和 8 年度、令和 11 年度、令和 16 年度に行うこととし、仮試算を行いました。なお、今回の仮試算では、人口動態の変動等に伴う有収水量の減少による料金収入の減少を見込み、試算を行っています。その結果、行番号 2 「料金収入」が第 3 回審議会の投資・財政計画仮試算から減額となり、補助金等の差引きが必要になりましたが、行番号 15 「当年度純利益」は期間を通じてプラスで計上され、行番号 16 「繰越利益剰余金」も試算期間のすべてにおいてプラスで計上される結果となりました。

また、行番号 27 「補てん財源不足額」は、令和 17 年度までを通して発生しておらず、下水道事業の収支は均衡し、財源不足が発生していないことを確認しました。以上のことから、料金収入に関する前提条件である、資本費算入率を 37.3 パーセントで維持した場合でも、下水道事業を継続することができる結果となりました。

以上で、資料 3 の説明を終わります。

(担当課) 引き続きまして、ただ今説明いたしました投資・財政計画の「仮試算その 3」を前提とした場合の下水道使用料について説明いたします。

まず、資料 4 を御覧ください。資料 4 は、下水道使用料の単価を比較したのになります。

使用料単価については、「使用水量に関わらない基本使用料のあり方」を御検討いただくため、基本水量について、現行の8立方メートルに加え、水道料金に合わせた4立方メートルと、基本水量をなくす0立方メートルの、3パターンでの試算を行いました。

試算に当たっての前提条件を、赤枠で囲っています。まず、三つの試算に共通する前提条件として、投資・財政計画の「仮試算その3」のとおり、令和8年度から令和17年度までの期間において、令和5年度決算における資本費算入率37.3パーセントを維持することとしました。また、改定時期は、令和8年度、令和11年度、令和16年度とし、それぞれの改定率をほぼ同率となるようにしました。

さらに、試算1においては、各区分一律に改定することとし、その結果、単価は20パーセントの引き上げとなります。この場合、基本使用料は、現行の930円から1,116円と、186円の改定となります。また、基本水量が8立方メートルのため、従量使用料は9立方メートルから発生することとなり、9立方メートル以上の単価及び改定額は、表に記載のとおりとなります。

続いて、試算2及び試算3について、再度赤枠の前提条件を御覧ください。新設する従量使用料区分の単価については、近隣各市や上水道を参考に、仮に20円としました。また、比較をしやすくするため、9立方メートル以上の単価については、試算1と同額としました。

その結果、試算2の場合は、基本使用料が1,055円で125円の値上げ、試算3の場合は、基本使用料が984円で54円の値上げとなりました。各試算により単価に違いのある箇所を、赤字で記載しています。

こちらの単価を基に計算した下水道使用料について、資料5を御覧ください。資料5は、1か月当たり税込みの金額になります。

まず、試算1と試算2を比較します。排水量が0立方メートル、4立方メートルの場合では、試算2の方が67円安くなりますが、8立方メートルでは21円高くなり、以降、排水量が増えても、その差額は約20円となります。

同様に、試算1と試算3を比較した場合、試算3の方が、排水量0立方メートルでは145円、4立方メートルでは57円安くなりますが、8立方メートルでは31円高くなり、以降、排水量が増えても、その差額は約30円となります。

水量が増えた場合の差額に変動がないのは、比較しやすくするため、9立方メートル以上の単価を同額として試算しているためです。

排水量別の使用者のイメージを、資料6にまとめました。

こちらは参考イメージであり、実際の排水量は使用者により異なりますが、単身者の場合は、月の排水量が8立方メートル未満の方が多く、3から4人世帯の場合には、月20から25立方メートル程度の方が多くなります。また、営業用のスーパーマーケットなどでは月400立方メートル程度、病床数100から200程度の中小規模の病院では月1,000立方

メートル程度を排水するイメージとなります。

資料の説明は以上となりますが、最後に、下水道使用料の賦課徴収に係るシステムの変更について説明いたします。

下水道使用料は、水道料金との一括徴収を神奈川県に委託しており、共通のシステムを使用していることから、下水道使用料を改定する際には、県に対し、システムの変更を依頼する必要があります。県にシステム変更に係るスケジュールを確認したところ、区分の変更等を行う場合には、システム改修の規模が大きくなり、改修に要する費用や期間も変わってくるとの回答がありました。

このため、改定の内容によっては、改定時期の変更が必要になると考えています。

以上で、説明を終わります。

- (会長) 御説明ありがとうございます。仮試算の再計算した結果、それから使用料の単価について説明がありました。これより御意見、御質疑をお伺いしますが、今後、令和8年度の下水道使用料改定議論を進めるに当たって、今回、前提条件などを決められればと思います。

前回の審議会で、現在の経営戦略に基づく仮試算を行った結果、使用料改定に伴う市民の負担感をより考慮した試算をしてもらいましたが、まずは、資料1から3にかけて、投資・財政計画に関する御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

- (幹事) 資料3につきまして、財政全般を預かる身から1点申し上げたいところがありますので、発言させてください。

資料3の中に、前回も議論になりました繰越利益剰余金というものが掲載されています。これは何か不測の事態が起きたときのための蓄えという認識を持っておりませんが、市の一般会計の方にもこういった不測の事態が起きた場合のための蓄えとして基金を持っております。これは、下水道事業会計と考え方としては同じようなものです。

この一般会計側の基金ですけれども、不測の事態のためにどの程度蓄えておくのが望ましいのか、といったところに関しては諸説ございます。下水道事業会計の繰越利益剰余金がどの程度あるべきかという見方にも諸説あるのと同じような形にはなりません。ただ一般会計の場合は、おおむね世間的に言われている目安に合わせた場合、鎌倉市の自治体規模の場合、おおむね40億円程度の蓄えが適正規模と言われることが多いです。

この一般会計での40億円という目安を、仮にこの下水道事業会計の予算規模に照らし合わせますと、大体その余剰の幅が3.5億円から5.5億円という金額になります。

この数字をそのまま適正額と取るかどうかというところは、議論のあるところと認識しています。下水道事業会計だけを見れば、当然この繰越利益剰余金が多ければ多いほど安心感が増すこととなりますが、一般

会計とのバランス感というところも、一つ今後の議論の中で、視点に持っていたらと思っているところではございます。

一定程度ここを必要十分なところに抑えられるところに見据えて、一般会計からの繰入金についても圧縮を検討していただきたいという、そういった考えを持って発言いたしました。

以上です。

(会長) そういう御発言も含めて、まず前半部分について御質問、御意見等ございましたらお願いします。

少し私からも。今も剰余金のことについて補足があったわけですが、全国的に下水道で言うとインフラ事業の一つということで、非常に大きなインフラを市の中で造っていて、それを管理しながら、役目を果たしていくと、他の市でも同様ですが、これが非常に古くなってきていて、造り替えの時期になってきている状況かと思えます。下水道として、この剰余金についてどのぐらいでということについて、何かお考えだとか、言われていることですか、何かあるようでしたら、お話しください。

(幹事) 下水道の経理を所管しております立場からお答えさせていただきます。

先ほどの繰越利益剰余金、これは簡単に言いますと、非常に大雑把な感じではありますが、一般企業の内部留保にほぼ近いものとお考えいただければよろしいかと考えております。

一般的な考え方はやはり一般会計と同じように、いろいろな視点の持ち方によって変わってくるのですが、鎌倉市の下水道事業に関して言いますと、一般会計との関係等もございしますが、鎌倉市は不交付団体という特徴がございますので、そういったところを考えますと、下水道事業の場合には、料金収入の3か月程度、最低限これを持っておくのがよろしいという一般的な考え方があります。従いまして、令和8年度から15年度までですと、大体10億円前後。これが令和16年、17年になっていきますと、また改定が行われ、11億円程度、これは一定のラインとして持つ必要があると言われております。

もう一つございまして、我々の鎌倉市には当然、監査委員会というものがございまして、その意見としては、一般企業に近い考え方になりますが、1年程度は仮に料金収入が災害等でなくなったとしても、インフラですので、事業を提供していただけるだけの金額、現実的にどうなのかという話ではありますが、1年間の料金収入と同額程度の、要は貯金ですね。それが繰越利益なのかそれとも基金なのかというところはあると思いますが、それらの貯金は必要ではないかという意見もあります。万が一災害等が発生した場合には、当然、鎌倉市全体で対応していくこととなりますので、下水道事業としては最低でも3か月は必要という認識で、日々の事務を進めているところです。

(会長) ありがとうございます。全国的な話として、下水道事業運営が、建設から管理の時代になって、会計に対する考え方もいろいろな新しい視点が加わってきています。一つの大きな新しい流れとして、これだけの資産をあるべき姿に保っておくために、持つべきものを持つておく。従来は均衡ベースという考え方が中心だったかと思いますが、将来の資産として、大きな投資額をかけてきたインフラが、あるべき姿でいけることを念頭におこうという考え方が出てきています。

もう一つ、鎌倉市の特殊事情として、処理場が二つあるわけですが、古い方の処理場の耐震性、あるいは将来二つ処理場を運転していくままで良いのかという効率の観点とか、災害でポンプ場がやられるというのがありますが、一つにまとめていくとなると、かなり大きな造り替え事業になると思います。将来そういう形に持つていく、かなり大きな投資も含めて検討した上でのあるべき姿を考えるのも一つと感じました。

他に何か、前半部分について御質問とか御意見とかございますか。

(委員) 投資・財政計画の詳細御説明につきましてありがとうございます。大変よく分かりやすく整理をしていただいたと思っています。全体、特に資料1でポイントとなるところをまとめていただいたのですが、やはり前回の審議会でもお話ございましたが、物価上昇というものをこの財政計画の中で将来どのように見込んでいくのかというのが、将来を描く上で非常に大きなファクターになってくるのかなと思っています。

私どもの方でも水道料金の改定をさせていただいたときに、ちょうど長きにわたってのデフレから、建設労務単価を中心として物価が上がり始めるという局面の中でやりましたので、非常にこの部分、神経を使ったと申しますか、選択が難しい数値なのかなということで、苦労した覚えがございます。

今回建設工事デフレーター等、参考に大体年率で言うと2.9パーセント、3パーセント弱程度という形で見ていただいているかと思いますが。これはこれで一つ合理性といいますか、妥当性がある数字かと思いますが、例えば鎌倉市さんの総合計画等々の中での物価上昇率の見方みたいなものというのは、もし分かれば教えていただければと思います。

もしお手元になれば後日でも教えていただければと思います。

(幹事) 予算要求に際して税収の伸びですとか、物価の上昇、歳出の方で、この辺りにつきましては基本的には政府予測の名目GDP成長率、こちらを用いて予算編成を行っているところでございます。

(委員) ありがとうございます。

あともう1点よろしいですか。今回長期にわたる財政計画の試算ということで、今までの物価上昇率もそうですが、かなり今後もぶれが当然あり得べしかと思っています。

その辺りで少し1点気になりましたのが、建設改良費の増大に伴いまして、企業債の方も当然増えざるを得ないといったところが出てまいりまして、減少傾向だったその残高についても増加に転じていくといったことも財政計画上は気になるところかと思っておりますが、この企業債の方の年々の発行額、あるいは残高について、この財政計画上の考え方と申しますか、どのような形でコントロールしていくのかということをお考えになっていたのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

(幹事) 企業債につきましてはこれまでも、まずは今ある経営戦略でどのように考えていたかというところから説明させていただきますと、鎌倉市、かなり企業債の発行額が多い団体でございました。

従いまして、企業債については新規の借入を、維持管理ですとか、投資の関係等もあるのですが、なるべく発行を抑えて、企業債元金を減らしていくというところがここ数年の取組でございます。

今後につきましては、当然この企業債が増えていかないように、睨みをきかせながらといいますか、注視しながら取り組む必要があると考えております。

今回お示ししております企業債残高、どうしても投資の時期が、先ほど会長からもお話があったとおり、鎌倉市、処理場が二つあるものを将来的に一つにしていくという考えがございますが、その際には企業債が増えてしまうのですが、その増額に対応できるように今現在の企業債の額を減らす取組を行っているところでございます。

(委員) ありがとうございます。一定、こういった状況でございますので、企業債を活用して仕事を進めていくというのは、大規模な投資をやる上では当然必要不可欠でございますが、やはり将来にかけてコントロールが利かないような状態になってしまうのも非常に危ないことだと思いますので、財政計画をその進行管理される上で、そういった視点も持っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(会長) ありがとうございます。その他には何かありますでしょうか。

なければ、先ほど事務局からも説明がありましたが、仮試算の2における令和8年度の改定率は25パーセント程度でした。

令和2年度に経営戦略の議論を行った際も、市民への負担感の議論がありましたが、これを踏まえて仮試算その3では、改定率20パーセントということで、ある程度市民への負担感が抑えられていると評価できるかと思います。

資本費算入率は上げていかなければいけないという認識があるわけですが、今回はその考え方を維持しながらも市民の負担感を考慮して、令

和 5 年度決算における算入率 37.3 パーセントを維持するとの前提条件で、今後使用料改定に向けた議論を進めていくということによりよろしいでしょうか。

(委員) この資本費算入率を 37.3 パーセントに維持することによって起こるリスクというのはあるのでしょうか。

先ほど会長がおっしゃったように 50 パーセントを目標にしていくと、前回もお話あったと思うのですが、それを 37.3 パーセントを維持していくということなののでしょうか。

(幹事) まず下水道事業の収入というのは、実は種類がほとんどありません。主だったものは下水道使用料、それと先ほどお話のあった企業債、借金です。実際にこれは借り入れた後返す必要があります。

それともう一つは、幹事から話があった一般会計からの繰入金、ほぼこの三つに限られると。失礼しました。もう一つ、国からの工事に伴う補助金です。この程度でございまして、下水道事業から発生するような事業で収入を上げるというのが現状難しいというところでございます。

資本費をなぜ 50 パーセントにしていくのかと言いますと、公と私、個人の方が下水道を実際使われるということで、受益者の方が、一定の量を負担していこうということで、これまで鎌倉市はその公私の負担割合を、いわゆる 1 対 1 ということで資本費算入率 50 パーセントというのを掲げていた経緯でございます。

リスクということになりますと、資本費算入率を一定に保ちますと、先ほど言いました、一般会計からの繰入金、これに頼った経営から少しずつ脱却していくことができます。

ただこの資本算入率を一定数以上上げてしまいますと、先ほど令和 13 年からは基準外と言われている「経営が成り立たないからお金ください」という繰入金は、0 にできず、一般会計に頼る経営が進んでいるような形になります。

ただこの資本算入率というのは、相当高めないと、実際には 50 パーセントでは足りないです。ほぼ 100 パーセントに限りなく近づけないと、繰入金 0 という経営はできないということです。

この 37.3 パーセントというのは、令和 5 年に下水道使用料の改定を鎌倉市で行いまして、そのときの資本費算入率、少なくともここは最低限維持していこうということで、一つの数値として試算をさせていただいたというところでございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 過去の経緯を振り返ると、令和 5 年度に改定をする前の平成 24 年の改定時も、資本費算入率が低かったので 50 パーセントを目指そうと改定

をしました。ところが、年数が経って、実態は下がって行ってしまいました。それで初めて経営戦略を作ったときに、考え方として、先ほどの表にもありますが、まず1回目としては、全国的に最低このぐらいの単価は必要とされた1立方メートル当たり150円、これで令和5年に1回目の改定をしました。そして、その3年後は資本費算入率50パーセントにもう1回戻そうとなっていたわけですが、これが今回、いろいろな物価上昇等の影響で、現実には資本費算入率がどんどん下がって行ってしまった。さらに、30年間のデフレ基調からインフレ時代に入ってしまったことを考えれば、今後もいろいろ上がることを想定すると、資本費算入率をどんどん上げていくことが難しい、かなり市民にとっての負担が大きくなってしまうような試算になる状況、ざっとそう言えるかと思いません。御意見ございますか。

(委員からの意見なし)

それでは今後の議論を進める前提として算入率37.3パーセントを維持するというので、基本的に進めていきたいと思えます。また投資・財政計画につきましては、今後精査を進めてもらうこととなりますが、ひとまずは事務局から示された仮試算のその3、その方向で議論を進めていきたいと思えます。

ここで、1時間近く経過しましたので一旦休憩をしたいと思います。

(休憩)

(会長) それでは会議を再開いたします。事務局から補足があるということですので、お願いいたします。

(担当課) 休憩前に説明いたしました、下水道使用料のシステム変更に係るスケジュールについてまとめましたので、前方のスクリーンを御覧ください。

前方スクリーンのスケジュールですが、あくまでもイメージしていただくための参考のスケジュールですので、実際のスケジュールが確定しているものではありません。

先ほどもお伝えいたしました、下水道使用料の徴収を委託している神奈川県に改定に関するスケジュールを確認したところ、一般的な単価の改定のみ、区分を変更せずに単価を変更するのみの改定であれば、システム改修及びテストに必要な期間は3か月程度であり、令和7年度中の改修作業が可能とのことでした。

一方、使用料単価の区分の変更などを行う場合には、その仕様に応じてシステム改修に係る予算を個別に積算する必要があることに加えまして、システム改修及びテストに必要な期間が、最低でも6か月程度必要とのことでした。

また、現在県営水道の給水エリア内にある全ての下水道事業を実施する市町は、神奈川県に使用料の徴収を委託しておりますが、本市以外にも下水道使用料の改定が予定されていることから、タイミングによっては、さらにシステム改修にかかる期間が延びる可能性があるとのことでした。

改定の内容によりまして、システム改修の規模も大きくなり、改修に要する費用や期間も変わってくるため、県企業庁とは早い段階から具体的な調整を進めたいと考えています。なお区分の変更等を行う場合は、別途予算措置が必要になると見込まれることから、令和7年4月の中旬頃までに県に見積依頼を行う必要があります。そのため、3月中には見積もりの条件となります使用料単価の区分と、減免対象者の1か月当たりの減免水量について、現在8立方メートルまでを減免しておりますが、その減免している水量についての方向性を決定していただきたいと考えております。現時点では、改定内容が決まっていないため、システム改修の正式な仕様が定まらないことから、正確な工期を算出していただくのは難しい状況ではありますが、区分変更等を行う場合には、改定時期も変更が必要になると考えております。以上です。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 今の区分変更のお話ですが、資料5の具体的に試算の2と3が、その区分変更に該当するという理解でよろしいですか。

(担当課) はい、そのようになります。具体的にこちらは基本水量について4立方メートルもしくは0立方メートルで試算しておりますが、仮にそれ以外の区分、9立方メートル以上の水量区分を変えるといった場合も、該当してくると思います。ただ、その内容によって改修の規模が異なってきますので、そこが固まってこないと正式なところは分からないというお話でした。

(委員) ということは試算の2あるいは3であれば、それほど大きな負担にはならないと考えてよろしいですか。

(担当課) 現状は、基本水量が8立方メートル、減免の水量も8立方メートルまでと、一致している状況です。

仮に試算2において、基本水量は4立方メートルにしますが、減免水量は8立方メートルのまま継続しますといった場合には、最低6か月は必要になるのではないかというお話でした。

(委員) それからもう一つ質問なのですが、資料3の投資・財政計画の仮試算の数字について、幹事の方から、繰越利益剰余金が鎌倉市の一般会計と

の比較ということかもしれませんが、少し多いのではないかと考えておられるように受け止めました。その部分を、財政課の方で考えておられるような、例えば5億円程度にとどめるという試算の方法もあるかと思うのですが、そうした場合に、鎌倉市の下水道事業の経営方針として、予防保全型に移行して、いろいろな災害に対する備えを事前にやっているとしているわけですが、具体的にはどのような影響が出てくるのか、あるいはあまり影響はないのか、その辺の説明をしていただけると、この先の考えもいろいろ出しやすくなるのではないかと思いますので、もし可能でしたらお願いします。

(幹 事) 仮に繰越利益剰余金が5億円だったらどうい影響があるかという御質問ですが、通常の計画どおりにこれが進行しますと、影響はそれほど大きくありません。

ただ、下水道事業はどうしても土木工事を伴うものでございますので、万が一事故等が発生してしまいますと、現金が足りなくなって、工事が止まってしまう、あるいは処理が止まってしまうという可能性が0と言えない状況でございます。

現在、資本費算入率を37パーセントというところを一定の値としまして試算をしておりますが、繰越利益が多いから仮にもう少し改定率を考えようかということになりますと、他の問題が出てまいりまして、今度投資に回せなくなってまいります。持続型下水道幹線の再整備が、場合によってはできなくなってしまうですとか、必要な工事そのものができなくなるというところで非常にバランスとしては難しいところですが、先ほど申しました3か月分という、万が一何かしらの災害があっても処理が止まらない程度の金額というように会計士には聞いておりますので、その程度はやはり必要かと下水道事業では考えているところです。

(幹 事) 少し補足させていただきます。私が冒頭発言した意図でございますが、当然こちらで御審議いただいているものが下水道事業会計でございますので、下水道事業会計に着眼していただくのは当然のことですが、市の財政の一部分しか見えておらず、全体像が見えない状態になってはいけないと思ひまして発言したのが趣旨でございます。下水道事業会計だけのことを考えれば、その繰越利益があればあるほど安心だろうと申し上げたところがまさに私の発言のポイントでございます。決して「その剰余金を少なくしてでも料金を下げていきましょう」という意味ではなく、ここの下水道側の蓄えを一定程度圧縮することによって、一般会計からの繰入金を若干でも圧縮できれば、一般会計側にいろいろな用途に使える蓄えがたまります。この一般会計側で蓄えを持っていれば、下水道事業、国民健康保険、福祉の関係、あと学校教育の関係、いろいろと事業がございます中で、1番資金繰りが困っている事業費にこの資源を有効に使うことができるということになりますので、そこを一定程

度考慮することによって、一般会計からの繰入金に関して、圧縮を図ることも一考していただきたいという趣旨で発言をいたしました。以上です。

(幹事) 先ほど持続型のところで1点お伝えし忘れてしまったところがあるのですが、持続型下水道の整備については、資本的収支の資本的支出、資料3の21行を御覧いただきますと、令和13年に141億円、令和14年に100億円、令和15年に137億円、その後100億円を続く投資がしばらく続きます。これの主なもの、先ほどお話をさせていただきました持続型下水道の再整備、それと処理場の統合、また処理場の耐震化等の支出でございます。

これにこの収入を、どう考えているかというところですが、当然下水道使用料、皆様に御負担いただく下水道使用料が主な収入となります。ですので、先ほどの発言としましては、料金収入が減っていってしまうとこの投資が難しくなる。加えて、この収入の中には、まず借金、企業債がありますが、国からの補助というの、かなりの金額を記載しております。現状は今のルールに基づいて国から補助がいただけるという前提で記載しております。今後何らかの事情で国の補助金が減額されてしまいますと、正直これだけの投資を行うことは難しいということがございます。先ほど一般会計の方で持っていればというお話ももちろんそうなのですが、企業会計も一定以上は持っていないと、それらの補填をすることができないというところで3か月分ぐらいは必要ではないかというところでございます。

(会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは戻りまして、基本使用料の区分を変更する場合の説明でございましたが、投資・財政計画上では令和8年4月からの改定を見込んでいると思います。

仮にその改定時期が変更になった場合、改定に伴う増収分の収入が見込めなくなってくることも考えられますが、計画上の支障はどうでしょうか。

(事務局) 現在仮試算した投資・財政計画上、令和8年度当初には、企業の内部留保である繰越利益剰余金を約14億円確保していることが見込まれることから、改定の実施を遅らせたとしても下水道事業の運営上、大きな支障はないものと考えられます。

(幹事) 今、事務局から改定時期が変更になりましても、運営上、大きな支障がないという説明をさせていただきました。また過去の下水道使用料の料金体系は、基本的には水道料金と区分を合わせた改定を行ってきたという経過がございます。

それに加えて、令和5年度の改定に当たりましては、審議会からいただきました答申では、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本水量のあり方を検討されたいとの付帯意見がございました。

これらを踏まえまして、本市におきましては令和8年度の改定に当たりまして、基本水量のあり方について検討を進めているところですが、今回この審議会におきましても、基本水量のあり方について、また従量使用料ということも踏まえまして、議論をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

(会長) ただいま、幹事の方からも発言がありましたが、この審議会から令和5年度の改定答申に当たって付帯意見を出しており、今回改定に当たって、基本水量のあり方について議論を進めたいと思います。

先ほど事務局の説明にもあったとおり、令和8年度中に改正を行うためには、3月頃には基本水量区分の方針を決めなければいけないということです。そのスケジュールを踏まえて議論したいと思います。

それでは改めて休憩前に説明あった資料の4から6について御質問、御意見があればお願いします。

基本水量のあり方も踏まえていくために、残りの資料の7から9を説明いただいた後に御意見等をお伺いしたいと思います。事務局からお願いします。

(担当課) それでは使用料体系の議論に当たりまして、まず下水道使用料の計算イメージについて、改めて説明させていただきます。資料は、7を御覧ください。

資料7は、現在使用している使用料単価を用いて、下水道使用料を計算する際のイメージになります。使用料の単価については、緑色とクリーム色の部分を御覧ください。

鎌倉市では、排水量により使用者を区分した上で、基本使用料と従量使用料を組み合わせる二部使用料制を採用しており、基本使用料には、日常生活を送る上で最低限必要な水量である基本水量を設けています。また、排水量が大量になるほど、1立方メートル当たりの使用料単価を高く算定する累進使用料制となっています。

現在の基本使用料は930円で、基本水量が8立方メートルのため、1から8立方メートルまでの従量使用料は発生しません。9から15立方メートルまでの従量使用料は、1立方メートルにつき127円、16から20立方メートルまでは1立方メートルにつき137円、21から30立方メートルまでは1立方メートルにつき149円と、以後同様に1立方メートル当たりの従量使用料を設定しています。

実際の使用料について、排水量0立方メートルのAさんの場合は、基本使用料の930円のみ発生することになります。排水量4立方メートルのBさん、8立方メートルのCさんについても、基本水量8立方メー

ル以下の排水量であるため、使用料は基本使用料のみで 930 円となります。このように、排出量が 0 から 8 立方メートルまでの方については、排水量に関わらず一律に 930 円、基本使用料分のみをお支払いいただくこととなります。

次に、排水量 10 立方メートルの D さんについて見てみますと、9 立方メートル、10 立方メートル分の従量使用料として、1 立方メートルにつき 127 円が発生することとなります。そのため、基本使用料の 930 円に、127 円掛ける 2 立方メートル分の 254 円を加算して、お支払いいただく金額は 1,184 円となります。排水量 20 立方メートルの E さん、35 立方メートルの F さんについても同様に、基本使用料に排水量に応じた従量使用料を加算し、使用料を計算しております。その結果、下に計算方法を載せている F さんの場合では、合計で 3,994 円が使用料となります。実際にはこちらに消費税分を上乗せして、お支払いいただく形となります。

以上のように、排水量が多い方についても、その排水量の区分の従量使用料だけをお支払いいただいているわけではなく、基本使用料と、その排水量までの従量使用料を全てお支払いいただく仕組みとなっているため、基本使用料と排水量が少ない区分の従量使用料を改定するほど、使用者全体で下水道事業を支える使用料体系となります。

続いて、資料 8 を御覧ください。

以前も説明いたしました、使用料改定に当たっての論点を、改めて確認させていただきます。

まず、「改定率」につきましては、投資・財政計画を策定し、使用料改定の必要性を確認した上で、財源不足を解消するために必要となる使用料を算出し、判断するものです。令和 8 年度の改定に当たっては、先ほど「令和 5 年度決算における資本費算入率 37.3 パーセントを維持する」という前提で、使用料改定に向けた議論を進めていくことを御確認いただいたところです。

続いて「使用料体系」については、使用料の対象経費を個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるのかを体系化したもので、「区分」と「累進度」を合わせて検討する必要があります。令和 5 年度改定時には、鎌倉市では小口使用者が多数を占めること、また人口減少や節水型の機器の普及などが今後も続くことと見込まれることなどから、大口の使用者に頼るのではなく、受益者全体で下水道事業を支える体系とするため、累進度を下げ、基本使用料による回収割合を高めることとしました。令和 8 年度改定に当たっても、鎌倉市の現状を踏まえ、基本水量を含めた基本使用料のあり方、各区分の水量、累進度について検討していく必要があります。

最後に「減免制度」について、先ほども少しお話しいたしましたが、鎌倉市では福祉的な支援といたしまして、障害者や要介護者などを対象として、基本水量である 8 立方メートルまでの使用料を減免しているところ

ろです。仮に基本水量を変更するとした場合、減免対象とする水量についても併せて検討をすることになります。

次に、資料 9 を御覧ください。

前回御質問をいただきました、現在の使用料体系である 9 区分を採用するまでの経緯について説明いたします。

鎌倉市では、昭和 47 年に下水道使用料の徴収を開始しました。当初、従量使用料については均一料金となっており、排水量による区分はありませんでした。

昭和 48 年、下水道財政研究委員会の第 3 次委員会において、排水量が多くなるほど使用料単価を高くする「累進使用料体系」の採用について提言されています。本市においても、使用の態様に応じた負担の適正化を図り、かつ排水量の抑制を促すことにもなることから、昭和 57 年、累進使用料体系を採用し、上水道の使用形態から見て、当面の措置として、3 段階の従量使用料区分を設定し、4 区分となりました。

その後も、一般家庭や小口使用者の使用料が高額にならないよう配慮しつつ、よりきめ細やかな使用料体系とするため、近隣各市や上水道の料金体系を勘案し、昭和 59 年には 7 区分、平成 7 年には 9 区分とする改定を行いました。この区分は現在も採用している区分ですが、令和 5 年度の改定では、これまでは急増する水需要を抑えるため、排水量に応じて単価が高くなる累進使用料制を採用してきた経緯があるものの、現在では水の使用量が減少に転じており、加えて大口使用者が極めて少ない鎌倉市では、全使用者が公平に負担していくことで、安定的な収入を確保していく必要があるとされたことは、先に説明したとおりです。

最後に、資料 10 を御覧ください。

こちらも前回御質問いただきました、鎌倉市のボリュームゾーンについての資料になります。

令和 5 年度の実績を基に、月 100 立方メートルまでの使用者の分布状況をグラフにしました。棒グラフが件数、線グラフが排水量になります。なお、毎月点検と、隔月点検の方がいらっしゃいますので、それぞれの年間実績を 1 か月分に割り返した上で、グラフを作成しております。

まず件数について見ますと、月 100 立方メートルまでの合計件数は、約 84,500 件で、このうち緑の斜線の棒グラフの一番右、現在の基本水量である月 8 立方メートルの件数が 1 番多く、約 3,500 件と全体の 4.1 パーセントを占めています。また、赤の棒グラフ、0 立方メートルが約 2,600 件、3.1 パーセントと、排水していない使用者が一定数いることが分かります。さらに、赤、ピンク、緑の棒グラフの 3 本目までになりますが、0 から 7 立方メートルまでの件数を合計すると約 21,800 件、25.8 パーセントと、基本水量に満たない使用者が 4 分の 1 以上を占めている状況です。9 立方メートル以上の件数については、16 立方メートルまでは 3,000 件程度で推移し、その後漸減し、80 立方メートルを超えると月数件となってございます。

次に、排水量について見ますと、月 20 立方メートルにかけてだんだんと増えた後、減少しております。月 20 立方メートルの排水量合計が約 51,000 立方メートルと 1 番多く、3.9 パーセントを占めています。また、18 から 22 立方メートルの排水量を合計すると全体の 19.5 パーセントとなり、排水量で見た場合には、20 立方メートル前後の利用者がボリュームゾーンであると分かります。

このグラフからも、鎌倉市では、大口の利用者が極めて少なく、加えて、基本水量以下の小口利用者が一定数いること、さらに一般家庭の使用水量とされる月 20 立方メートル程度までの利用者で、多くの排水量を占めているとの結果になりました。

最後に、区分の検討を進めていただくに当たり、近年の国の動向について説明させていただきます。

下水道使用料については、国が下水道使用料体系のあり方に係る課題の整理を行っており、この中で、経営の安定性を確保するためには、従量使用料と基本使用料の二部使用料制が有効であるとしています。また、施設型事業である下水道事業は、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて高く、これを基本使用料で回収することが本来的には望ましいが、その場合には基本使用料が著しく高額となり、小口需要者の負担が大きくなるとの問題があるとされています。

鎌倉市においても、将来的に固定費の回収割合について議論する必要があると思われませんが、現状、資本費の全てを賄うことができていない状況です。これは鎌倉市に限ったことではなく、少し前の資料にはなりますが、令和元年度の国の調査では、実際に使用料対象経費に維持管理費と資本費の全額を計上していると回答した事業体は、わずか約 14 パーセントにとどまっている状況だということでした。

では、本市の下水道事業において、固定費を基本使用料で賄うとした場合に、どの程度の値上げが必要になるかですが、需要家費や固定費、変動費などに区分した決算を行っていないため、国の調査を基に、汚水処理費の約 90 パーセントが需要家費と固定費の合計であると仮定した上で、令和 5 年度決算から推計いたしますと、60 億円程度が基本使用料で回収すべき金額となります。この 60 億を年間の使用件数で割ると、5,800 円から 5,900 円程度となりますので、現在の基本使用料 930 円から見ますと 6 倍以上となり、固定費の全額を基本使用料で回収することは難しい状況であると言えます。

今後、維持管理費の増加により資本費算入率の低下が想定される中、令和 8 年度の改定におきましては、まずは資本算入率を維持するため、これらの分析を踏まえた上で、どのような使用料体系が良いのかを検討する必要があります。

以上で説明を終わります。

(会 長) ありがとうございます。

それでは資料4から10まで、基本水量の区分も決めなければいけないことも念頭に、御質問、御意見等お願いいたします。

(委員) よろしいですか。御説明をどうもありがとうございました。

下水道料単価のことから、この資料4ですか。そちらで、先ほどシステムを変更するには時間がかかるというお話でしたが、前回委員が言われたように、0から4立方メートルの枠も、先ほどの資料10を拝見させていただくと、ほとんど使っていない方も一定数おられるので、やはりできたら0から4立方メートルと、0立方メートル、つまり全く使われていないという方も一定数おられて、これは空き家ですとか、別荘として使っているとか、何かそういった御事情なのでしょうか。結構多いので、やはり低水量の辺りを、細分化するというのはやはり必要なのではないかなと思います。期間がかかってしまうというお話でしたが、それがクリアできるのでしたら、細分化した方が良いのではないかなと思いました。

また、試算2と試算3を比べますと、試算2の方は0から4立方メートルという、低水量使用の方でも単価が高くなるので、御理解いただけるのかなと少し疑問に思いました。それでしたらやはり試算3の方が妥当性があるような気がしましたが、この場合、基本使用料が984円で0から4立方メートルと、その上の5から8立方メートルが同じ料金になっています。ここを段階的にした方が良いのではないかなと感じました。以上です。

(会長) ありがとうございます。趣旨はよろしいですか。

下の方をもう少し細かくしたらどうかという話と、下の方の料金も差をつけるということですか。

(委員) はい。あと全く使っていない方々というのは、どういった方々なのですか。空き家が多いとか、別荘として使われているとか、何かそういった御事情なのでしょうか。

(担当課) 御意見ありがとうございます。

今委員がおっしゃっていただいたように、空き家等の方が一定数いらっしゃるかと認識しております。

0の方でも1年間通して0のわけではなく、1とか2とかの点検のときもありつつ、0のときもありつつといった集計の結果がおそらくこちらになっているので、普段お住まいになっていない方が、お家の管理等をされるときにたまに御自宅に戻られて、水を使える状況にされているといった現状があると考えております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 今の小さいところをもう少し切った場合と、差をつけるという話、具体イメージで何か少し追加説明できることはありますか。

(担当課) 資料4につきましては、あくまでも仮にお作りしたものですので、一旦試算1をベースとして作っているため、基本使用料は試算3が一番安くなっているのですが、例えば、基本使用料については試算1と同額にするといった試算もあると思っております。また、0から8立方メートルまでの単価は、近隣市町等を参考に仮に20円としていますが、次の9立方メートル以上の単価よりかなり低い金額を設定していますので、こちらの差をもう少し減らすような試算等もあると思っております。

例えばですが、0から4立方メートルは20円、5から8立方メートルは50円等の設定をした場合には、それ以上の単価を上げなければ、逆に基本使用料を抑えるといったこともできますので、どのような方向性での試算が必要かの御意見も、他の委員含めていただければと思います。

(委員) 前から申し上げていることです。今、国内に1軒の家なり事務所を持ってそこで生活しながら仕事をするということではなくて、二、三か所、全国に何か拠点となるものを持っていて、そこを転々としながら、そこに1番適した仕事をするというような働き方があるということをお聞きしております。そのため365日毎日住んでいる家というのは、昔ほど多くないようです。別荘とは違うのですが、そのような働き方をするために住んでいる人もいるということをお考えたとき、そうした年に1か月とか二、三か月しか住まないところで暮らした経験から言いますと、電気代は使わなければ基本料金だけですが、下水道上水道の場合は、市町村にもよりますが、その間の使用中止手続きをしないと、大変な金額を請求されてびっくりすることがあります。

この審議会が始まった当初に、実際の例を、長野県の八ヶ岳に近いところの例で話しましたら、何かの間違ひではないかと言われましたが、全然使わなくても基本料金5,900円は必ず徴収されているというような、そういうことが、もう10年ほど前ですけれども、あります。

ですから、そういう数字から見ると、この鎌倉市、あるいは当時の南足柄市なんかだと、安いなという気がした記憶があります。

この資料4を私の感想で言いますと、0から4立方メートルについては、基本料金だけを払って、1立方メートルでも4立方メートルでも基本料金のままでもとりあえずは良いかなと思っておりますが、5から8立方メートルについては、やはり一定の単価を乗せて、その分を基本料金に上乗せして払ってもらおうという案が良いと思います。そして試算の2の単価は1,055円になっていますが、できればギリギリでも1,000円か980円、そういうところに抑えたら良いのではないかと感じました。

(会長) ありがとうございます。他に何か御質問、御意見ありますか。

確認ですが、下の方を細かく切っていけば切っていくほど、使わない人は、基本的には安くなっていくという理解かと思いますが、全国的な大きな方向性として、インフラ事業では変動費はあまりなくて固定費割合が非常に大きいので、どうしても常時掛かるコストを、使うのだったら使うということで一定払って欲しいということです。ただそれを単純計算で八、九割まで払ってもらおうとすると、単に繋いでいるだけであまり使わなくても、多分今の何倍というオーダーになると思われますが、全国的な方向を考えると、細かくしていくというのは、その考えとはやや矛盾するということが良いのでしょうか。

(委員) では、水道のときの議論を少し御報告させていただく形でもよろしいでしょうか。

まず基本使用料、いわゆる基本料金というものと、基本水量をいかに設定するかというのを少し分けて頭の中を交通整理しながら、私ども実は議論させていただきました。

まず基本使用料につきましては、これから水の使用量が減ることが見込める中で、一方で水道の方も実は装置産業でございまして、固定費9割でございまして。それを安定的に保っていくためには、少しでもやはり基本使用料という形で、基本料金で皆様から頂戴する部分というものの割合を急に高めると、問題がありますので、少しずつでも高めていきたいと思います。まずこういった議論をさせていただきました。この表で言いますと、例えば930円を1,116円にするのか、1,055円その他984円にするのかという議論になろうかと思えます。

一方、基本水量につきましては、今単価20円というようなものが仮試算に示されておりますが、基本水量というのは、そもそも持たせた性格が、先ほどの御説明でもありましたが、当初導入したときには、生活に必要な最低限の清浄な水というものを皆さんが安心して使って水道を普及させていきたいと思いますという、水道の普及率がどんどん上がっていった時代の基本的な考え方、基本水量をつけるという考え方でございまして。という形で、上水道の場合はやっておりましたが、今、水道の普及率がほぼ天井に達している中で、基本水量を8立方メートル、そのままつけておく必要があるのか、あるいは先ほどの議論にもありましたが、8立方メートル未満で使って、頑張って節約されている方に少しでもお得感といいますか、節約したらその分下がるといっているのを見せていくために、基本水量というものを別に減らしていくべきなのかという議論も、少し切り分けながら、させていただきました。

最終的には審議会の御議論の中では、基本水量につきましては8立方メートルのままというような御議論もあったのですが、最終的に私どもは議会の方に料金改定をお願いしていく中で、やはり物価上昇等で非常に生活が皆様厳しい状態にあるという中にありまして、少量の使用者が必ずしも家計状況が厳しいとは限りませんが、水量が少ないところに、

やはり一定配慮していく必要があるだろうということで、私ども、これと言うと試算2のような基本水量を、4立方メートルという形に切り下げさせていただいたというような形になってございます。

結果といたしまして、私ども4立方メートルまでの1立方メートル当たりの単価が19円と、近い金額になってございますが、その部分について、やはり8立方メートルまでは生活に必要な水ということで、他の料金の使用料に比べれば、安く設定しようというようにさせていただきました。

なお、先ほど減免制度のお話もございましたが、私ども基本使用料分の8立方メートルまで減免という形で、社会福祉減免を設定しておりましたが、基本水量を4立方メートルまで下げてしまいますと、結果的に減免される方が減ってしまう可能性もございましたので、基本水量は4立方メートルにしたのですが、減免の場合は8立方メートルまでという折衷案のような形で、最後までめらせていただいたというのが、私どもの方の議論でございます。

最終的に全体の改定率によりまして、必要な金額というのが決まって参りますので、それをあとこの中でどう配賦していくかという中にありまして、トータルとしては当然足らせなければいけないのですが、まず基本使用料をいくりにするかという点は、もっぱら先ほど申し上げましたように、安定経営のために、固定費の基本料金での回収の割合を高めさせていただくために、少しでも上げさせていただきたいということ、それから基本水量については設定した当時の状況なども振り返りながら、最終的に少量使用者の方への御配慮という形で、8立方メートルから4立方メートルに見直させていただいたというところがございまして、少しその部分を切り分けながら議論をさせていただいたというような経緯が、上水道の場合はございます。

従いまして、その二つは矛盾するものではないかと思っておりますので、全体の中で整合するように、この個々の単価を組み立てていけばよろしいかなと思っておりますので、まずはその考え方の部分できちっと誰にどのような形で配慮していくのか、あるいは固定費を基本料金でどの程度回収させていただくべきなのか。そのようなところから御議論をしていただくと、ありがたいかと思っております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。いくつかの要素を頭の中で考えなければいけないので、その組み合わせがなかなかイメージしにくいということかと思っております。

ちなみに参考までに、水道の場合、0立方メートルあるいは8立方メートルなどの場合は、何パーセントぐらい上がったとか、もしすぐ分かるようでしたら教えていただけますか。

(委員) 今手元にそこまでの詳しい数字はないのですが、実は鎌倉市さんのこ

の数字というのは、要は上水道の方で測ったメーターの数字を基に、ほとんどの方がイコール排水量でございますので、鎌倉市内に限れば、ほぼほぼ水道の使用量だと思っていただいても結構でございます。排水量認定で少し違う人はいらっしゃいますが、全体的な割合を見ても、全体的にはもう少し、いわゆる多量使用者、工場とか大規模な事業所の割合が鎌倉さんに比べると、全体的には広くございますが、そんなに大きなイメージの差はないと思ってございます。

数字は持ち帰ればあるかと思っておりますので、必要があれば事務局の方に提供させていただきます。

(会長) 伺いたかったのが、先ほどの固定費はできるだけみんな均等に、が最終的には望ましいという考え方をすると、水道が今回、全体としての値上げ率に対して、0立方メートル、8立方メートルの人はどうだったかというのが少しあって。

(委員) 実は少し説明を飛ばしてしまいましたが、従来は私ども県営水道の方、家事用、業務用と用途別の料金体系でございましたものを、今回、口径別の料金体系にも変えてしまったものですから、実は二つの要素を私ども両方いっぺんに変えてしまいました。そこは中々比べづらいものがあるかと思えます。家事用の多くは口径で言うと13ミリメートルから25ミリメートルという一番低いところにはなるのですが、その部分一概にお話することできなくて申し訳ございません。私ども用途別から口径別という料金体系そのものも今回いじってしまったものですから、申し訳ございません。

(会長) そうでしたね。その他に御質問とか御意見等ありますでしょうか。

(幹事) 本日お示しさせていただきました資料や、ここまで皆様の御議論等も聞きましたように、鎌倉市はグラフで示したとおり、やはり大口が極めて少ないと。やはり使用者全体で支えていく必要があるということは、改めて認識したところでございます。基本使用料の考え方も、料金と水量を切り分けるということもございまして、また、基本使用料そのものの考え方というのは、企業体によって様々な考え方があるというのが実際のところでございます。

施設を維持するために、最低限ここまでは使ってもらいたいという考えから、基本水量を設定する団体もございまして、先ほど水道料金の御紹介ありましたが、口径別水量は少し下水道にはメーターがついておりませんので、口径別水量というのは厳しいというところはございますが、そのようなところを検討されている団体もございまして。

今回資料の10で分析を行ったところ、基本水量8立方メートルに満たないという使用者が全体の4分の1いらっしゃるということで、また

基本使用料0立方メートルであるという方も相当数いらっしゃるというところでございまして、これらのことですか、前回の答申の付帯意見をいただいているところございますので、本市としては0立方メートル、もしくは4立方メートル、まずはそちらを検討する。区分を変えることを視野に、次回試算の方をさせていただこうと考えておりますが、基本はその方向でよろしいですか。

(会長) 少し整理していただいた感じですが、今の方向について何かありますか。

(委員) 私は今の案に賛成です。一つ追加でお願いしたいのは、基本使用料の単価はなるべく高くすべきだと思うのですが、今回はいきなり上げないで、先ほど申し上げましたように、4桁ギリギリか、それより少し下で、そして0から4立方メートルと、5から8立方メートルに分けて、0から4立方メートルはとりあえず0立方メートルで良いと思うのですが、5から8立方メートルについては、もう少し大きな単価でも良いのではないかと考えます。

(会長) ありがとうございます。その他には何か御意見ありますでしょうか。

(幹事) そうしますと次回、もう一度試算をするに当たりまして、まずは一旦0立方メートルと4立方メートル、二つの基本水量というところで試算を作らせていただきまして、0立方メートルを基本とする場合には、0から4立方メートル、今は0から8立方メートルまで基本使用料が0立方メートル、その後のラップといいますか、区分が0から8立方メートルまで大きく括っておりますが、これを例えば0から4立方メートル、5から8立方メートル、二つに分けて試算をしてみるということが一つ。それと先ほど委員からもお話がありました、4立方メートルを基本の水量とまず捉えまして、この基本使用料の単価、基本使用料相当部分を1,000円程度にした場合、5から8立方メートルの単価、もしくはそれよりも上の単価を少し試算してみるということで、その二つを基本でお示しするような感じでよろしいでしょうか。

(会長) という方向で。何か御意見ありますでしょうか。

(委員) 今御説明いただいた形でやっていただくのは、今日の議論を踏まえた試算になろうかと思いますが、1点、前回の審議会の答申の議論の中でも、累進制のところを少し見直す方向性というのが、確かお示しいただいたかと思います。

今回のこの試算2も3も、累進制そのものは変えないでフラットなままやってしまってくださいるので、この傾き具合を少し変えたときに、

どのような姿になるのかというのも少し見させていただければと思ってございます。具体的にはまずは、広く皆さんに御負担いただくという基本的な考え方は変わっていないものと承知してございますので、多量のところの改定率の方を少し触ってみるといようなパターンも。あまり多くのパターンは、手間ばかりかかかってしまいますので、モデル的にリーズナブルなケースというものを一つ見せていただきますと、全体の雰囲気がかめるかなと思ってございますので、そういったものもぜひお願いできればと思います。

(幹 事) 分かりました。今、まず二つのモデルパターンを作りまして、加えて累進度についても前回の答申等を踏まえて、モデルパターンをお作りしてお示しできるように、そうさせていただこうと考えております。

(会 長) それも含めて、他に何か御意見ありますか。特になければ、以上で今日の議論は終わることにして、次第の「4 その他」について、御説明をお願いします。

(担 当 課) 前々回、令和6年10月3日に開催しました第2回審議会で、委員からの質問に対する回答について誤りがありましたので、修正させていただきます。

御質問の内容は雨水管理総合計画に関するもので、「箱根に三日で1,000ミリメートルを超える雨が降った台風19号がありましたが、あのときに鎌倉市内ではどの程度被害があったのでしょうか。」という質問に対し、「平成26年から鎌倉市において、浸水被害は発生していません。」と回答しております。

箱根町で豪雨となった令和元年、2019年の台風21号では鎌倉市内で家屋などの浸水被害はありませんでしたが、総合防災課のデータに誤りがありまして、平成26年度に浸水が発生した以降においても浸水は発生しておりました。具体的には平成29年の台風21号で、床下浸水と床上浸水がそれぞれ4件、令和元年の台風15号で床上浸水と床下浸水がそれぞれ1件発生しておりました。

誠に申し訳ありませんでした。今回訂正させていただきます。

(会 長) 説明のとおり、浸水被害はあったそうで、訂正をお願いします。

(担 当 課) 本日の資料で補足の説明させていただければと思います。

資料5については税込みという記載をさせていただいているのですが、資料6、排水量のイメージについても、実際にお支払いいただく金額をイメージするために、税込みの金額となっています。

それ以外の資料4については、単価ですので税抜きの金額になっていて、資料7についても計算のイメージをしていただくためにお作りして

いるものなので、税抜きの金額です。後で見返していただくときに、そのような違いになりますので、御承知おきいただければと思います。

後ほど、資料をホームページにも公表させていただくのですが、そのときには分かるように、追記させていただいた上で公表しようと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長) それでは以上をもちまして、本日の第4回鎌倉市下水道事業運営審議会を終了といたします。皆様の御協力をいただき、ありがとうございました。

(注) 審議会後、委員より以下のとおり追加意見がありました。

(委員) 基本水量の見直しを議論する際には、基本水量と基本料金にリンクして制度化されている減免制度についても併せて議論する必要があると考えています。従って、次回以降の審議会でも減免制度についても議論できるよう、適切な資料をお示しいただきたいと思います。

以上